

事務連絡
平成27年2月2日

一般社団法人 愛媛県医師会会長
NPO 法人 愛媛県知的障害者福祉協会会長
愛媛県老人福祉施設協議会会長
愛媛県老人保健施設協議会会長
一般社団法人 愛媛県地域密着型サービス協会会長

様

愛媛県保健福祉部
健康衛生局健康増進課長
管理局医療対策課長
生きがい推進局障害福祉課長
生きがい推進局長寿介護課長

医療機関及び社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の
徹底について（依頼）

本県における保健衛生の推進につきましては、日頃より多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の複数の医療機関及び社会福祉施設等においてインフルエンザの集団感染が発生し、入院患者等が死亡する事例が発生しています。

つきましては、別添のとおり、医療機関及び社会福祉施設等に対し、インフルエンザ対策の徹底及び集団感染の発生に係る連絡・報告を依頼することとしましたので、御了知のうえ、御協力いただきますようお願いいたします。

写

事務連絡
平成27年2月2日

各保健所健康増進課長
(四国中央保健所保健課長)
各保健所企画課長
各地方局地域福祉課長

様

健康増進課長
医療対策課長
障害福祉課長
長寿介護課長

医療機関及び社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の
徹底について（依頼）

県内の複数の医療機関及び社会福祉施設等においてインフルエンザの集団感染が発生し、入院患者等が死亡する事例が発生しています。

つきましては、医療機関及び社会福祉施設等に対し、改めて各保健所長から、平成26年11月14日付け健感発1114第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について」の各施策の実施徹底を図るよう、御指導願います。

また、次の事態が発生した場合には、速やかに保健所に連絡・報告するよう改めて周知をお願いします。

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- 同一の感染症又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設が報告を必要と認めた場合

なお、医療機関に対しては、平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「医療機関における院内感染対策について」等に基づき、社会福祉施設等に対しては、平成25年3月厚生労働省公表「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」及び平成17年2月22日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」等に基づき、適切に対応するよう、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

【参考資料】

- 平成 26 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について（厚生労働省専用ページ）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

- 医療機関における院内感染対策について
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T141226G0100.pdf>
- 医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2010/11/dl/info1111-01.pdf>
- 医療施設における院内感染対策マニュアル作成のための手引き
http://www.nih-janis.jp/material/material/Ver_5.0本文_070904.pdf
- インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成 25 年 3 月）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>
- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>